

サービス提供責任者(行動援護)と 行動援護従業者の資格要件について

1. サービス提供責任者の要件: 次の(イ)または(ロ)に該当するもの

(イ) 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者であって、知的障害者・知的障害児又は精神障害者の直接支援業務(入浴、排泄、食事等の介護、調理及び洗濯等の家事)に3年かつ540日以上の従事経験を有するもの。

(ロ) 居宅介護従業者(下記★参照)の要件を満たす者であって、知的障害者・知的障害児又は精神障害者の直接支援業務(入浴、排泄、食事等の介護、調理及び洗濯等の家事)に5年かつ900日以上の従事経験を有するもの。

※(ロ)については令和3年(2021年)3月31日までに要件を満たしている場合のみ、
令和6年(2024年)3月31日までの経過措置の適用があります。

2. 従事者の要件: 次の(イ)または(ロ)に該当するもの

(イ) 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者であって、知的障害者・知的障害児又は精神障害者の直接支援業務(入浴、排泄、食事等の介護、調理及び洗濯等の家事)に1年かつ180日以上の従事経験を有するもの。

(ロ) 居宅介護従業者(下記★参照)の要件を満たす者であって、知的障害者・知的障害児又は精神障害者の直接支援業務(入浴、排泄、食事等の介護、調理及び洗濯等の家事)に2年かつ360日以上の従事経験を有するもの。

※(ロ)については令和3年(2021年)3月31日までに要件を満たしている場合のみ、
令和6年(2024年)3月31日までの経過措置の適用があります。

★ 居宅介護従業者の要件とは

介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従業者養成研修1級又は2級課程修了者、居宅介護職員初任者研修修了者、看護師又は准看護師のいずれかに該当する者(介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する研修の修了者も含む。)

知的障害者・知的障害児又は精神障害者に対する直接支援業務について

◆ 主な対象事業

【児童福祉法に規定する事業】

- ・ 障害児通所支援事業(児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業)を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に規定する事業】

- ・ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、重度障害者等包括支援、共同生活援助、療養介護、地域活動支援センター、障害者支援施設

【地域生活支援事業】

- ・ 移動支援事業(※身体介護含む)、日中一時支援、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び訪問入浴サービス

◆ 主な対象職種

- ・ 児童指導員、保育士、従業者(ヘルパー)、生活支援員等直接処遇にあたる職種

※ 管理者(施設長)、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、介護保険法に規定するサービスの従業者及び居宅介護・重度訪問介護・同行援護のサービス提供責任者は対象外

<留意事項>

- ・ 行動援護事業所におけるサービス提供責任者及び従業者に経過措置対象者を含む場合、令和6年3月31日までに必ず全員が研修を修了している必要があります。
- ・ 実務経験証明書中「具体的な業務の内容」欄には、対象者(知的障害者、知的障害児、精神障害者等)を含めた上で直接処遇の内容を詳しく記載している必要があります。